

釧路市地域ケア会議について

平成 27 年の介護保険法の改正にて、地域ケア会議の法制化および地域支援事業の充実が盛り込まれたことに伴い、平成 28 年度より各事業の推進に向けた部会を設立し、実施しております。

【1. 改正介護保険法の主な内容】

①在宅医療・介護連携の推進

高齢者が最期まで住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者など、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

②生活支援サービスの充実・強化

生活支援の充実のため、ボランティア、NPO、民間企業、協働組合等の多様な主体が生活支援サービスの提供を行う。

③認知症施策の推進

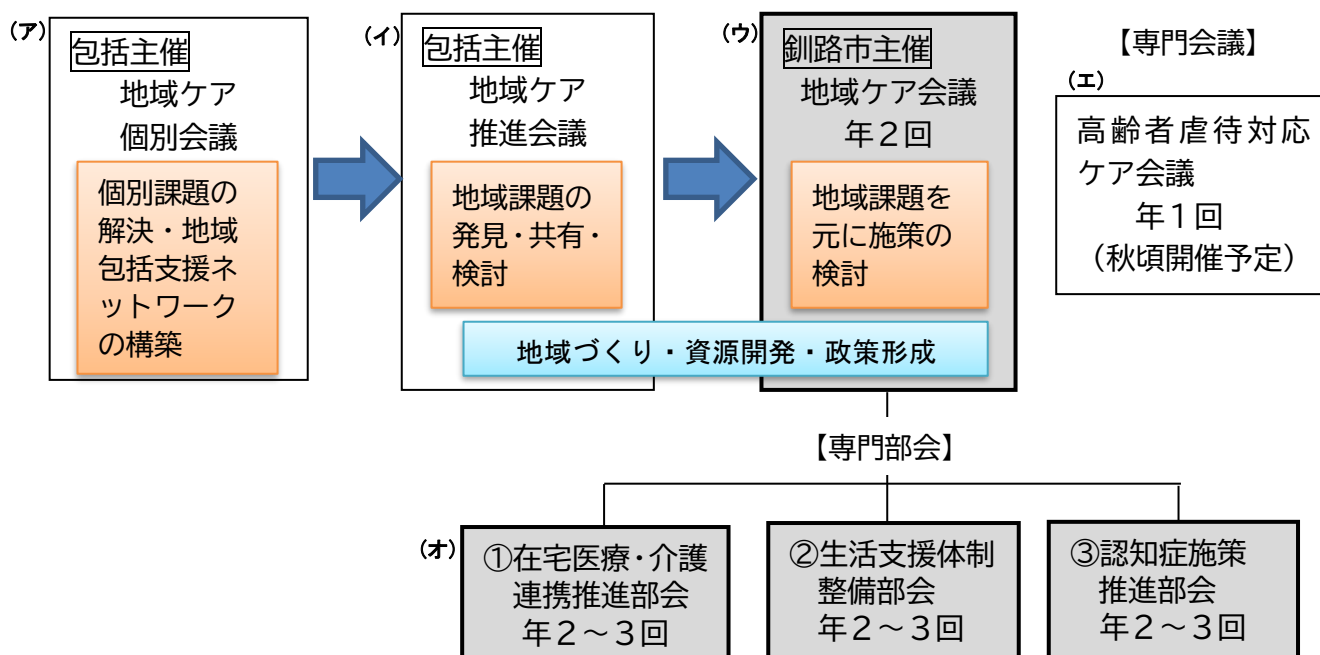
認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指した取組み



④地域ケア会議の推進

支援対象者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

【2. 会議形態】



【3. 各専門部会の主な役割】

在宅医療・介護連携推進部会	切れ目のない在宅医療と介護の提供に向けた医療・介護関係者の情報共有の推進
生活支援体制整備部会	生活支援・介護予防サービスの担い手の養成やサービス内容の検討 ※第1層協議体として位置づけられている
認知症施策推進部会	認知症初期集中支援チームなどの様々な取り組みを通じた認知症施策の推進

【4. 専門会議の主な役割】

虐待を受けた高齢者ならびにその養護者に関する援助方針、支援内容、関係機関の役割、連絡体制等について協議する。

令和7年度 釧路市地域ケア会議（釧路市主催）開催状況

1. 釧路市地域ケア会議（本体会議）

開催月日	主 な 内 容
7月18日	(1) 釧路市地域ケア会議と各専門部会の主な協議事項について (2) 釧路市の高齢者人口及び介護認定状況、令和6年度釧路市地域包括支援センター事業実施状況について (3) 地域包括支援センター主催の地域ケア会議より把握した地域課題について (4) 各所属団体からの報告等について (5) 釧路市の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について（国民健康保険課より）
2月18日	(1) 令和7年12月末現在 釧路市地域包括支援センター活動実績について (2) 令和7年度部会活動報告および令和8年度主な取り組み事項 (3) 地域包括支援センター主催の地域ケア会議より把握した地域課題について

2. 専門部会

(1) 在宅医療・介護連携推進部会

開催月日	主 な 内 容
7月18日 2月18日	(1) 在宅医療・介護連携推進事業について (2) 釧路市の在宅医療・介護連携の課題および今年度の検討事項 (3) 釧路市在宅医療・介護連携相談支援窓口について (4) 「つながり手帳」について (5) 在宅医療・介護に関する研修について

(2) 生活支援体制整備部会

開催月日	主 な 内 容
7月18日 2月18日	(1) 釧路市住民等主体の通所サービス（おたっしゃサービス）について (2) ご近所ボランティアの効果的なマッチングについて (3) 第2層協議体報告について (4) 地域課題および検討の方向性

(3) 認知症施策推進部会

開催月日	主 な 内 容
7月18日 2月18日	(1) 釧路市の認知症施策の取り組みについて (2) 本人の声シートについて (3) 認知症初期集中支援チームについて

3. 専門会議（高齢者虐待対応ケア会議）

開催月日	主 な 内 容
11月21日	(1) 釧路市における高齢者虐待事例の対応状況等について（令和6年度報告） (2) 事例検討

令和8年度 釧路市地域ケア会議の主な協議事項

釧路市地域ケア会議（本体会議）
○地域包括支援センター主催の地域ケア会議より把握した地域課題について ○身寄りのない高齢者の現状等について 身寄りのない高齢者の状況を把握し、必要な体制整備や支援のあり方について検討を行う。
在宅医療・介護連携推進部会
○釧路市在宅医療・介護連携相談支援窓口について 地域の医療・介護関係者の相談窓口として、「釧路市在宅医療・介護連携相談支援窓口」の活用を更に進め、医療・介護関係者の連携促進についての検討を行う。 ○医療と介護の情報共有ツール「つながり手帳」の運用について（介護支援専門員と医療機関との連携等について） 高齢者本人の状況や思いを医療・介護関係者が共有し、切れ目のない支援を行うための「つながり手帳」の活用を推進する。 ○医療・介護関係者とのネットワークの構築 研修会やサロンを通じ、地域の医療・介護関係者の連携を促進する。 ○地域住民への普及啓発 市民向け講座等を通じ、在宅医療や介護、ACP についての普及啓発を図る。
生活支援体制整備部会
○おたっしやサービスの運用について 各小学校区に1箇所以上の設置を目標とし、サービスの拡大・充実を図るとともに、既存団体の活動の維持継続の支援に努める。SNS 等を活用し、高齢者のみならず、家族等を含めた幅広い世代への普及啓発を図る。 ○ボランティアのマッチングについて ボランティアを養成した後に、効果的に地域活動へつなげることで、地域の担い手として継続的に活動できる仕組みづくりを検討する。SNS 等を活用し、ボランティア活動について市民に幅広く普及啓発を図り、地域活動の担い手の増加に向けた取り組みを進める。 ○地域資源の把握および資源開発について 高齢者の居場所となる地域資源の更なる把握および地域に不足しているサービスの創出に向けた取り組みを進める。
認知症施策推進部会
○共生社会の実現を推進するための認知症基本法と認知症施策推進基本計画 令和6年12月3日閣議決定された認知症施策推進基本計画を踏まえ、第10期釧路市介護保険事業計画にあわせて、釧路市の認知症計画を策定する。 ○認知症の正しい知識の普及、啓発（新しい認知症観） 認知症サポーター養成講座の開催。市民向けと従事者向け認知症研修会の開催。新しい認知症観の普及、啓発を行う。 ○認知症の本人の社会参加、本人発信の検討 各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員とともに、新しい認知症観に基づく認知症本人の社会参加など、本人の意思を確認し、尊重する形で支援策の検討を行う。認知症の本人がこれまでと変わらない生活を送れるようにする支援を行う。認知症の本人が意見を発信できる体制の整備を目指したい。

※その他、制度改正等によって必要な事項があった場合は、協議事項を追加するものとします。